

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月15日

【会社名】 株式会社メガネスーパー

【英訳名】 MEGANESUPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 C F O 三 井 規 彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 C F O 三 井 規 彰

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 50,008,200円
(注)1. 本新株式の募集は、割当予定先の一部を当社役職員とする方針ですが、対象先が広範になることが見込まれるため、本有価証券届出書の提出後に割当候補先に引受け依頼を開始します。その後、割当候補先による意思決定手続等を経て、平成28年3月22日に割当予定先を決定いたします。
(注)2. 上記その他の者に対する割当額は、本新株式の募集において上限とする発行新株式数を基に算出した見込額となります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	757,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」という。)に係る募集(以下「本新株式の募集」という)は、平成28年3月15日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 上記の発行数は、本新株式の募集における発行数の上限となります。

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種劣後株式、B種劣後株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての定めを定款に定めております。普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての単元株式数は1株としています。

A種劣後株式及びB種劣後株式については、各種類株主に対し剰余金の配当は行いません。また、当社が剰余財産を分配するときは、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対し定款の定めに従い剰余財産の分配をした後に剰余財産があるときは、普通株主に対して、A種劣後株主及びB種劣後株主に先立ち、普通株式1株につき、普通株式分配基準額の剰余財産の分配を行います。また、普通株主に対して剰余財産の分配をした後に剰余財産があるときは、A種劣後株主に対し、普通株主並びにB種劣後株主と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株あたりの剰余財産分配額及びB種劣後株式1株あたりの剰余財産分配額のそれぞれと同額の剰余財産の分配を行います。

また、A種劣後株式及びB種劣後株式には、各種種類株式を有する種類株主が、各種種類株式と引換えに普通株式の交付を当社に請求することができる取得請求権が付されています。

A種劣後株式及びB種劣後株式について、各種種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有します。

また、A種劣後株式及びB種劣後株式には、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しません。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、各種種類株式を有する種類株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当社が剰余財産を分配するときは、各種種類株式を有する種類株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。なお、剰余金の配当及び剰余財産の分配については、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る支払順位は同順位とします。

また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には、各種種類株式を有する種類株主が、当該種類株式と引換えに金銭の交付を当社に請求することができる取得請求権がそれぞれ付されています。A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には、当社が、金銭と引換えに各種種類株式を取得することができる取得条項が付されています。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、各種種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有しません。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、各種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならないとしています。

また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しません。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	757,700株	50,008,200	25,004,100
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	757,700株	50,008,200	25,004,100

（注）1．第三者割当の方法によります。

- 2．本新株式の募集に係る割当予定先並びに発行新株式数の一部は未定となっており、発行価額の総額は確定しておりません。上記発行数は、発行数の上限を示したものであり、発行価額の総額は、上限とする発行数を基に算出した見込額となります。割当予定先の一部は当社役員とする方針ですが、依頼する先が広範になることが見込まれるため、本有価証券届出書の提出後に割当候補先に依頼を開始し、割当候補先による意思決定手続き等を経て、平成28年3月22日に割当予定先並びに新株式の発行数を決定いたします。したがって、有価証券届出書を提出し本日時点における割当予定先の一部は未定となります。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。
- 4．発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成28年3月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
- 5．当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株式の募集と並行して、新株式及び新株予約権の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
66	33	100株	平成28年4月7日（木）	-	平成28年4月7日（木）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3．申し込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行なうものとしします。
- 4．払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当ては行なわれないこととなります。
- 5．本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メガネスーパー 財務グループ	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
50,008,200	-	50,008,200

- (注) 1. 当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株式の募集と並行して、新株式及び新株予約権の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。本株式の募集と並行して実施する新株式の発行価格の総額は100,006,200円、新株予約権の払込金額の総額は3,000,000円であり、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は950,000,000円となります。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式の募集と並行して実施する新株式及び新株予約権の募集において、弁護士・新株予約権評価費用6,000,000円、登記関連費用6,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料等)3,000,000円となる予定ですが、発行諸費用の概算額は、本日提出している新株式及び新株予約権の募集に係る有価証券届出書に一括して記載しております。

(2) 【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途と支出時期

本新株式の発行により調達する50,008,200円を上限とする資金は新規出店のための費用に充当します。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規出店費用(注)1、2	50	平成28年6月

- (注) 1. 新株式の発行により調達する50,008,200円を上限とする資金は、事業再生から再成長を目指す当社の「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」に基づき、ミドル・シニア層を主たるターゲットとした「アイケア重視のサービス型店舗」の新規出店費用として充当する予定です。

なお、本項でいう新規出店費用とは、主には当社が新規出店する際に資金投下する建設費用及び機械購入費用並びに預託保証金等を指しておりますが、広義の意味では、眼鏡やコンタクトレンズ等を販売する店舗網を有する会社の株式取得等のM&Aによる店舗拡充により「アイケア重視のサービス型店舗」に転換する際に要する費用も含むものといえます。

「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」では、各期において40店舗の新規出店を行なうことを計画しております。新規出店にかかる費用には、建設費用及び機械購入費用並びに預託保証金等がありますが、従来1店舗あたり平均40百万円を要していたところ、事業再生の過程において、賃料や敷金・保証金が比較的安く条件面でも優れた物件の確保、居抜き物件における既存什器の活用や坪効率を重視した店舗設計に基づく内外装費用の軽減等による出店工事代の抑制、及び出店エリアの顧客層や商圈特性に合わせた効率的なオープン告知・販促施策の展開等による諸費用の低減など出店基準を厳格化したことに加えて、平成28年4月期においてはより保守的かつ慎重に新規出店を行なったことから、1店舗あたり平均30百万円での新規出店を見据えていたところ、平成28年4月における1店舗あたりの新規出店費用は平均13.8百万円となっております(平成28年4月期における新規出店40店舗の計画に対して現時点で34店舗出店済み、4月末時点では36店舗となる見込み)。

そのような中で、中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)期間である平成29年4月期～平成30年4月期についても、同計画に基づいた新規出店を継続してまいります。平成28年4月期における新規出店の投資対効果を踏まえつつ、より投資対効果を追求した収益力のある新規出店を行なっていく計画です。そこで、本新株式の発行により調達される資金の全額は新規出店費用として充当いたします。

また、上記に記載の本新株式の発行により調達する50,008,200円を上限とする資金は、平成28年4月期における1店舗あたりの出店費用を目安に4店舗分の新規出店費用として充当する予定です。

一方、今後の新規出店にあたっては、厳格化された新規出店基準のもと、より投資対効果の高い新規出店を目指していくことから、商圈、立地や店舗規模等を勘案のうえ、約4店舗の新規出店費用が50百万円を上回る場合は当社の営業活動から得られるキャッシュフローとあわせて新規出店を行なってまいります。

当社は平成28年3月15日の取締役会において本新株式の募集と並行して、新株式及び新株予約権の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しておりますが、新株式及び新株予約権の発行により調達される資金と本新株式の発行により調達される資金の全額を新規出店費用に充当して、今後の成長基盤の確立と、それに伴う安定的な企業運営、中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の利益に資するものと考えております。既存店舗の成長に加えて、新規出店による売上規模の拡大により、より一層の収益基盤の強化を図り、本計画の確実な達成に向けて収益の拡大を図ってまいります。

- (注) 2. 本新株式の発行においては、割当予定先の一部を当社の役職員を対象とする方針ですが、依頼先が広範になることが見込まれるため、当社は有価証券届出書の提出後に割当対象先に依頼を行い、割当対象者による意思決定手続き等を経て、平成28年3月22日に割当予定先並びに発行新株数を決定いたしますので、有価証券届出書を提出した本日時点における当社役職員を対象とする割当予定先は未定であり、払込金額の合計額並びに発行諸費用を除いた手取概算額は発行新株式の上限数で算出した見込額となります。

資金使途の合理性に関する考え方

当社は平成27年4月期において、事業構造の再構築を進める過程で1,487百万円の当期純損失を計上したことに伴い、平成27年4月期末の純資産が969百万円の債務超過となり、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号(関連規則は同第601条第1項第5号本文)に該当することになりました。加えて、平成27年4月期を含めて営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが4期連続でマイナスになったことに伴い、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に該当することとなり、当社株式は上場廃止に係る猶予期間に入っております。そのようなことから、平成28年4月期においては債務超過の状態を解消するとともに、業績回復を果たし営業利益または営業活動によるキャッシュ・フローの黒字化を実現することを喫緊の経営課題と位置付けております。これらが達成された場合、平成28年4月期 有価証券報告書の提出日にJASDAQ業績基準による猶予期間からの解除が東京証券取引所より公表されることとなります。

そのような中で、平成28年4月期においては、平成27年6月12日付にて公表した「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」に基づき、ミドル・シニア層を主たるターゲットとする「アイケア重視のサービス型店舗モデル」への転換を加速させ、当期純利益440百万円の達成を目指すほか、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権等、継続的な資本増強策の検討並びに推進することにより、当事業年度における業績回復並びに債務超過の解消を目指しております。

その結果、当事業年度における業績につきましては、これまで注力してきた事業構造の再構築により、高付加価値商品・サービスの充実に伴う収益構造の多様化とコスト構造の最適化が進展し、当第1四半期会計期間において営業利益が16四半期ぶり、経常利益が19四半期ぶり、四半期純利益が24四半期ぶりに黒字転換を果たすとともに、当第3四半期累計において、営業利益446百万円、経常利益370百万円、四半期純利益192百万円を計上することとなり、事業再生から再成長のフェーズに向けて業績は急速に回復いたしております。なお、平成28年4月期の業績予想に対して当第3四半期累計期間までの進捗率は、売上高70.6%、営業利益58.7%、経常利益58.7%、当期純利益43.7%となっております。

一方、債務超過の状態の解消については、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権の全ての権利行使が平成27年12月28日に完了したこと、当第3四半期累計期間における当期純利益とあわせて、当第3四半期末における上場廃止基準上の純資産()は25百万円(貸借対照表上の純資産は73百万円)を計上し、当第3四半期累計期間においては債務超過の状態を解消しております。しかしながら、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権による資本増強は、当初行使価額ベースで1,206百万円を企図していたところ(下限行使価額ベースでは664百万円)、下限行使価額を上回る株価で行使が促進されたものの、株価の動向等により資本増強額は821百万円となっております。

前述しておりますとおり、平成28年4月期においては、債務超過の状態を解消するとともに、業績の回復を果たすことを喫緊の経営課題と位置付けておりますが、当社はこれらを達成することによって事業再生から再成長のフェーズへの移行が適うと考えており、より保守的かつ慎重に平成28年4月期末を見据えております。そこで、当社店舗並びに保有する遊休不動産等の資産評価や、市場環境の変化や季節変動等が業績進捗に及ぼす影響等の不確実性を踏まえ、十分かつ適切な資本増強策を講じることにより財務体質の強化を図る必要があると考えております。

かかる状況を踏まえ、これまで当社では最適な財務施策を継続的に検討してまいりましたが、本日、本新株式の募集と並行して実施する新株式及び新株予約権の募集により資本増強を行うことを決定いたしました。

新株式の発行は、より即効性のある財務施策を通じた十分かつ適切な資本増強により平成28年4月期末における債務超過の解消を早期により確実なものとするほか、新株予約権の発行は、更なる資本増強の機会を確保する一方、再成長フェーズへの移行を見据えた当社事業の成長資金を確保することを主たる目的としております。債務超過により当社株式が上場廃止となる懸念を早期かつ確実に解消すること、並びに事業再生から再成長のフェーズへの移行に向けた財務体質を強化することは、株主保護の観点からも重要な課題であると認識しており、当社として、このタイミングで新株式並びに新株予約権の発行を行う必要があると判断した次第です。

そのようなことから、本件第三者割当増資は、資本増強により当社喫緊の経営課題と位置付ける債務超過の解消をより確実なものとするにより上場を維持すること、再成長のフェーズへの完全移行を目指す中、財務体質の強化を図ることを企図としております。これらは、いずれも既存株主に対する株主価値の向上・強化につながると考えておりますので、調達する資金使途は合理的であると考えております。

(注)東京証券取引所の上場関係規則における債務超過の状態を判断するために算定される純資産の額とは、貸借対照表の純資産の部の合計額に、当該純資産の部に記載される新株予約権や評価・換算差額等を控除して得た金額をいいます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成28年3月15日の取締役会により本新株式の募集と並行して、以下の新株式及び新株予約権の募集を決議し、同日に有価証券届出書を提出しております。

< 新株式の募集要項 >

(1)	払込期日	平成28年3月31日(木)
(2)	発行新株式数	普通株式1,587,400株
(3)	発行価格	1株につき金63円
(4)	調達資金の額	金100,006,200円
(5)	募集又は割当方法 (割当方法)	第三者割当の方法による 目の健康株式会社 1,587,400株
(6)	その他	上記各号については、本件第三者割当の金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。

< 新株予約権の募集要項 >

(1)	割当日	平成28年3月31日(木)
(2)	新株予約権の総数	100個
(3)	発行価額	総額3,000,000円(本新株予約権1個につき30,000円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	10,000,000株(本新株予約権1個につき100,000株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は40円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株となります。
(5)	資金調達の額	953,000,000円 (内訳)新株予約権発行による調達額:3,000,000円 新株予約権行使による調達額:950,000,000円
(6)	行使価額及び 行使価額の修正条項	当初行使価額95円 当社が本新株予約権の行使価額の修正開始を決議した日、もしくは東京証券取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正されます。ただし、かかる修正後の金額が下限行使価額40円を下回る場合、行使価額は下限行使価額40円に修正されます。 (注1)「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたりません。 (注2)下限行使価額である40円は行使価額の調整が行われる場合には、その調整を受けるものとします。
(7)	募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による 三田証券株式会社 100個
(8)	その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

() 星崎 尚彦

(1)名称	星崎 尚彦
(2)所在地	東京都渋谷区
(3)勤務先の名称	株式会社メガネスーパー(代表取締役社長)
(4)勤務先の所在地	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
(5)勤務先の事業内容	メガネ、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器の販売

() 株式会社グレースフュージョン

(1)名称	株式会社グレースフュージョン
(2)本店の所在地	東京都中央区銀座六丁目16番12号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 岡村 ひろ子
(4)事業内容	経営コンサルティング、各種マーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング
(5)資本金	5,000,000円(平成28年3月15日現在)
(6)主たる出資者及びその出資比率	岡村ひろ子 100.00%

() 当社役職員

本新株式は、割当予定先の一部を当社の監査役、従業員(以下、「役職員」という。)を対象とする方針ですが、依頼先が広範なものとなる見込みであることから、当社は有価証券届出書の提出後に割当対象先に依頼を行い、割当対象者による意思決定手続き等を経て、平成28年3月22日に割当先を決定いたしますので、有価証券届出書を提出した本日時点において当社役職員を対象とする割当予定先は未定です。

なお、本件第三者割当における割当対象先は本日時点で在籍する当社役職員1,070名となります。内訳は以下のとおりです。

- ・ 監査役 3名
- ・ 正社員 931名
- ・ 契約社員 136名

b. 提出者と割当予定先との間の関係

() 星崎尚彦

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	56,603株(当社B種劣後株式)
人事関係		星崎尚彦は当社代表取締役であり関連当事者に該当します。
資本関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

() 株式会社グレースフュージョン

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資本関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は当該会社との間で販売支援や店舗改善等の業務委託報酬の支払いがあります。

() 当社役員

本新株式は、割当予定先の一部を当社役員を対象とする方針ですが、依頼先が広範なものとなる見込みであることから、当社は有価証券届出書の提出後に割当対象先に依頼を行い、割当対象者による意思決定手続き等を経て、平成28年3月22日に割当先を決定いたしますので、有価証券届出書を提出した本日時点において当社役員を対象とする割当予定先は未定です。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先である星崎尚彦は、平成25年7月26日開催の株主総会で取締役を選任され、同日開催の取締役会にて代表取締役社長に就任しております。代表取締役社長に就任以降、事業構造の再構築による収益構造の多様化を推し進め、平成28年4月期第1四半期会計期間において営業利益が16四半期ぶり、経常利益が19四半期ぶり、四半期純利益が24四半期ぶりの黒字転換の実現を果たすなど、事業再生の完了並びに再成長に向けて当社の経営に従事しております。本新株式引受けにより、経営責任をより一層明確化するとともに、当社の事業再生完了並びに再成長を確実なものとするために経営手腕を発揮し、企業価値の飛躍的な向上を図るため、今般の本新株式の発行における割当先として選定いたしました。

割当予定先である株式会社グレースフュージョンは、平成25年6月以降、当社の販売支援や店舗改善等をサポートいただく取引先です。特に星崎尚彦が当社代表取締役選任以降、事業再生過程における従業員の意識改革とあらゆる施策取り組みの浸透を目的として当社が注力する取り組みのうち、いわゆるキャラバン(注1)並びに天領ミーティング(注2)において、課題抽出、課題解決策のプランニングやその実行をサポートいただくなど、既に緊密な関係を構築しており、株式会社グレースフュージョンを割当先とすることが最善の選択肢であると判断し、当社より同社に対し、本新株式の引受けを依頼いたしました。株式会社グレースフュージョンからは、当社の収益力の強化及び更なる成長を図るという方針のもとで事業再生の完了を目指していることに賛同いただき、本新株式の引受け依頼を快諾いただいたことから、今般の本新株式の発行における割当先として選定いたしました。

(注1) キャラバン

前年比100%割れ店舗の撲滅、賑やかし演出の徹底や個店毎の課題解決を目的に、店頭において社長による直接指揮を行う取り組み

(注2) 天領ミーティング

全国の店舗スタッフレベルとの直接対話を通じて、課題・事象を経営が直接把握し、即断即決によりPDCAの高速化を図ることを目的としたミーティング

当社は、上記の割当予定先に加えて、当社役員を割当対象として新株式の引受け依頼を行う方針です。事業再生から再成長フェーズへの移行を目指しているなかで、当社役員が株主の皆様と株主価値を共有することは、より一層のモチベーション向上と当社再成長の原動力になるものと考えております。

一方、当社には、本新株式の従業員持株会やストックオプションの付与により、当社株式を保有する機会を提供しておりますが、従業員持株会はインサイダーを回避し毎月一定額を買い付けることにより当社株式を保有する手段として優れているものの、機動性や柔軟性の面では必ずしも従業員持株会に加入する従業員の意思を反映するものとは言えず、また、ストックオプションについては、職務遂行や企業価値向上に対する意欲や士気もしくは当社への帰属意識を高める点で優れた手段といえる反面、付与から行使まで一定の期間があることから、株主の皆様と株主価値を共有するという点では即効性に欠ける点があります。そこで、本新株式の発行にあたっては一定割合を当社役員向けとすることとしました。しかしながら、通常の第三者割当に比べて役員数が1,070名と対象が広範なものとなる見込みであり、かかる状況を踏まえれば、第三者割当増資に係る各種法令、ガイドライン等に定められる規制等を遵守し適正な手続きを経るため、当社は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する依頼を開始することといたしました。

したがって、有価証券届出書を提出した本日時点における割当予定先は未定となっております。

d. 割り当てようとする株式の数

星崎尚彦に割当てる本新株式の総数は45,500株であります。

株式会社グレースフュージョンに割当てる本新株式の総数は106,100株であります。

上記のほかに、当社役職員を対象に606,100株を本新株式の総数の上限として、本新株式の割当てを行う方針です。

当社役職員を割当対象とする本新株式は、依頼先が広範なものになることが見込まれるため、同届出書の提出後に割当対象先に依頼を行い、割当候補先による意思決定手続き等を経て、平成28年3月22日に割当予定先並びに本新株式の総数を決定いたしますので、本日時点において当社役職員を対象とする割当予定先並びに割り当てようとする株式の数は未定となります。

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先である星崎尚彦並びに株式会社グレースフュージョンより、本件第三者割当において取得する当社株式を中長期的に保有する方針あることを口頭で確認しています。なお、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、本新株式の割当対象としている当社役職員について、本日時点で割当先が未定となっておりますが、割当予定先となる者については当社株式を中長期的に保有することを基本としておりますが、各個人の事情により売却される可能性があります。

なお、当社役職員を対象とする割当予定先についても、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

星崎尚彦については、預金口座の通帳の写しの確認により、その資金の存在を確認しております。

株式会社グレースフュージョンについては、同社の平成27年5月期決算書に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認したほか、現預金の残高証明書を確認した結果、同社が本件第三者割当の払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

当社役職員を割当対象とする本新株式は、本日時点において割当先が未定となっておりますが、割当予定先を決定する際は、本新株式の引受けに係る資金保有に関して、各割当予定先に対して払込みに支障がない旨を口頭等により確認する予定です。

g. 割当予定先の実態

星崎尚彦については、第三者調査機関である株式会社経営企画センターに調査を依頼のうえ、調査レポートを確認する方法により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

株式会社グレースフュージョンについては、第三者調査機関である株式会社経営企画センターに調査を依頼のうえ、調査レポートを確認する方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員及び要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

本新株式の割当予定先とする当社役職員については、暴力団等は一切関係がないものと認識しておりますが、記事データベースやWeb等を用いた確認により、暴力団等とは一切関係がないことを確認のうえ割当予定先を決定いたします。なお、割当予定先が暴力団等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出する予定です。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠

本新株式における発行価格は、割当予定先を当社代表取締役社長の星崎尚彦、当社の販売支援や店舗改善等の業務委託先である株式会社グレースフュージョンとし、また当社役員を割当対象とするものであることから、いわゆる当社の内部者、もしくはそれに準ずるものであること踏まえ、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の東証における当社株式の終値と同額である66円といたしました。

なお、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値は66円、当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均64.2円(発行価格との乖離+2.7%)、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均60.6円(発行価格との乖離+8.2%)、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均58.3円(発行価格との乖離+11.7%)となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株式の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数の上限は757,700株(議決権の数は7,577個)となり、平成27年12月31日における当社発行済普通株式総数81,062,425株(議決権の数は1,807,538個())に対して0.93%(議決権の総数に対する割合は0.42%)の割合で希薄化が生じることとなります。

また、当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株式の募集と並行して、新株式及び新株予約権の募集を決議し同日有価証券届出書を提出しておりますが、これらを合算すると、新株式により発行される株式数は2,345,100株(議決権の数は23,451個)となります。また、新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合算すると12,345,100株(議決権の数は123,451個)となり、平成27年12月31日における当社の発行済普通株式総数81,062,425株(議決権の数は1,807,538個())に対して15.23%(議決権の総数に対する割合は6.83%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、新株式及び新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

したがって、当社は本新株式による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A種劣後株式及びB種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合
眼鏡・補聴器革新株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーオフィス17階	65,278,936	36.11%	65,278,936	33.81%
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	20,228,239	11.19%	20,228,239	10.48%
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands (東京都港区虎ノ門)	14,115,754	7.81%	14,115,754	7.31%
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland (東京都港区虎ノ門)	12,267,742	6.79%	12,267,742	6.35%
三田証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町3-11		%	10,000,000	5.18%
三輪洋照	神奈川県横浜市港北区	1,600,000	0.89%	1,600,000	0.83%
目の健康株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号		%	1,587,400	0.82%
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,349,098	0.75%	1,349,098	0.70%
佐々木淳子	千葉県白井市	750,000	0.41%	750,000	0.39%
須田忠雄	群馬県桐生市	700,000	0.39%	700,000	0.36%
計		116,289,769	64.34%	127,877,169	66.22%

(注) 1. 平成27年10月31日時点の株主名簿を基準として大株主を記載しておりますが、総議決権数に対する所有議決権の割合につきましては、平成27年12月31日時点の総議決権数を基準に算出しております。

2. 所有株式数は当社普通株式及び種類株式の総数となります。また、議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A種劣後株式及びB種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。

3. 上記第三者割当後の大株主の状況は、本新株式の募集と並行して実施する新株式及び新株予約権の募集の内容を反映して作成しております。なお、本新株式の募集と並行して実施する新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

5. 本新株式の募集と並行して実施する新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である第39期有価証券報告書及び第40期第3四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年3月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 資本金の増減

組込情報である第39期有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、当該有価証券報告書提出後(平成27年7月23日提出)、本有価証券届出書提出日(平成28年3月15日)までの間に、次のとおり増減しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月23日 ~ 平成28年3月15日 (注)	14,483,000	180,879,766	376,039	640,728	376,039	775,736

(注) 第10回新株予約権の行使による増加です。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第39期有価証券報告書の提出日(平成27年7月23日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年3月15日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成27年7月23日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年7月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年7月22日

(2) 決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

第1号議案 定款一部変更の件<(事業)目的の追加>

第2号議案 定款一部変更の件(公告方法の変更)

第3号議案 当社の取締役に対するストック・オプションのための報酬支給の件

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、星崎尚彦、束原俊哉、小坂雄介、永露英郎を選任する。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役として、吉田豊稔、杉崎 茂、平岡久夫を選任する。

<株主提案(第6号議案から第9号議案まで)>

第6号議案 役員選任の件

取締役として束原俊哉氏に代えて東川 允氏を選任するものであります。

第7号議案 役員選任の件

取締役として小坂雄介氏に代えて山口三尊氏を選任するものであります。

第8号議案 役員選任に反対する件

永露英郎氏を取締役選任に反対するものであります。

第9号議案 役員報酬の個別開示

定款に役員報酬の個別開示の条文を加える。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	1,244,184	3,757	1	(注)1	可決 99.70
第2号議案	1,243,886	3,928	1	(注)1	可決 99.69
第3号議案	1,240,419	7,281	1	(注)1	可決 99.42
第4号議案 取締役4名選任の件					
星崎尚彦	1,242,228	5,470	1	(注)2	可決 99.56
束原俊哉	1,201,724	5,764	1		可決 99.52
小坂雄介	1,201,577	5,843	1		可決 99.52
永露英郎	1,202,986	5,840	1		可決 99.52
第5号議案 監査役3名選任の件					
吉田豊稔	1,242,104	5,597	1	(注)2	可決 99.55
杉崎茂	1,242,148	5,553	1		可決 99.55
平岡久夫	1,242,215	5,486	1		可決 99.56

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

<株主提案(第6号議案から第9号議案まで)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第6号議案 役員選任の件					
東川允	3,522	1,198,204		(注)1	否決 0.29
第7号議案 役員選任の件					
山口三尊	3,739	1,197,840		(注)1	否決 0.31
第8号議案 役員選任に反対する件					
永露英郎	3,925	1,199,044		(注)1	否決 0.33
第9号議案 役員報酬の個別開示	49,662	1,197,891		(注)1	否決 3.98

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成27年11月24日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年11月19日付取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員に対しストックオプション(新株予約権)を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものです。

なお、当社取締役に対するストックオプション(新株予約権)の発行は、平成27年7月22日開催の当社第39期回定時株主総会において承認決議いただいた、取締役に対するストックオプションの報酬等の範囲内で行うものです。

2 [報告内容]

1. 銘柄

株式会社メガネスーパー 第11回新株予約権

2. 発行数発行価額の総額

24,200個

上記総額は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、発行価額の総額は未定である。

3. 発行価額の総額

未定

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,420,000株とする。

ただし、下記に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、下記5.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないとときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)における上場金融商品取引所(ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

$$C = S_0 e^{-dt} \times N(d_1) - K e^{-rt} \times N(d_2)$$

ただし、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S_0}{K}\right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2}\right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

C : コールプレミアム

S_0 : 割当日の株価(原証券価格)

$N(d)$: 正規分布関数

K : 権利行価格

e : 自然対数の底

r : 無リスクの利子率(リスクフリーレート)

t : 予想残存期間(算定時点から権利行使期間の中間点までの期間)

\ln : 自然対数

σ : 予想残存期間の株価変動性(ボラティリティ)

d : 予想配当率

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

2015年12月4日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が上記4.(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

割当日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」(以下、「APファンド」という。)が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日(以下、「取得日」という。)に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4.(5)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4.(7)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事項
上記6.に準じて決定する。
8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記11.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
11. 新株予約権の行使請求受付場所
神奈川県小田原市本町4-2-39
株式会社メガネスーパー
12. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
13. 新株予約権の行使の効力発生時期等
(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。
14. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

16. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 1名 22,000個
当社執行役員 1名 2,200個

(平成27年12月7日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

平成27年11月24日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出しました、ストックオプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2. 発行数発行価額の総額
3. 発行価額の総額

3 [訂正箇所]

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

2. 発行数発行価額の総額
24,200個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、発行価額の総額は未定である。

(訂正後)

2. 発行数
24,200個

3. 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

115,361,400円(新株予約権1個当たり4,767円)

上記金額は新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債権を相殺するものとする。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日	平成27年7月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第3四半期)	自 平成27年11月1日 至 平成28年1月31日	平成28年3月11日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年7月23日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 神 門 剛
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高 屋 友 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成27年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成27年6月19日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付き第10回新株予約権を発行することを決議し、平成27年7月6日に払込が完了している。
- 重要な後発事象2に記載されているとおり、平成27年7月6日から平成27年7月22日までの間に、行使価額修正条項付き第10回新株予約権の一部について権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メガネスーパーの平成27年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メガネスーパーが平成27年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年3月11日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第40期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年11月1日から平成28年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年5月1日から平成28年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成28年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。